

令和5年第3回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	令和5年5月9日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年5月9日 午前9時00分				議長 井上 敏文
	閉 会	令和5年5月9日 午後0時41分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	1 番	酒 井 明 子	2 番	古 賀 里 美	3 番	田 村 康
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	教育・文化課長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年5月9日

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 議長の選挙について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 議席の指定について
- 日程第7 常任委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員の選任について
- 日程第9 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第10 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第11 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第12 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について
- 日程第13 杵島地区衛生処理組合議会議員の選挙について
- 日程第14 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第16 報告第3号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第17 議案第28号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第29号 江北町監査委員の選任について

午前9時 開会

○議会事務局長（武富和隆）

御起立願います。皆さんおはようございます。御着席ください。

議会事務局の武富でございます。本臨時会は一般選挙後の初の議会です。議長が選挙され

るまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。したがって、土淵議員を御紹介いたします。

土淵議員は議長席へお願いします。

(年長議員、議長席に着く)

○土淵茂勝臨時議長

おはようございます。ただいま紹介されました土淵茂勝でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいま山田町長より挨拶の申出がっておりますので、御挨拶をお願いしたいと思います。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。臨時議会の開会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、さきの町議会議員選挙の激戦を戦い抜かれ、見事議席を獲得されましたこと、改めてお祝い申し上げます。おめでとうございます。

5月1日から任期開始というふうに聞いておりますけれども、本日の臨時議会をもって本格的な議会活動のスタートかというふうに思っております。これから4年間、執行部、議会という立場は違いますが、江北町の新しい時代への対応、また、町民の皆さんの安全・安心、福祉の向上、また地域の振興のために、共にこれから充実した議論を進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

実は、さきの3月議会で、さきの4年間を総括して議員の皆様方にお礼を申し上げたことがありました。

さきの4年間を振り返ってみますと、2度の大きな災害、3年にわたる新型コロナウイルスへの対応、また、この1年においては町民の生活に様々な影響を与えている物価高騰への対応など、議会の皆様方と色々な議論をしながら、また知恵を出しながら対応させていただいたところであります。ちょうど折しも町制70周年という記念の年でもありましたので、町民の皆さんと共に、また、江北町のさらなる飛躍のための色々な取組についても議会の皆様方と一緒に進めてまいったところであります。

また、これも懸案ではありましたが、70周年に合わせた駅名の変更についても、議会の皆様方と真摯の議論をさせていただきました。もちろん町民の皆さんの中にも、または議会の中にも、賛成、反対それぞれありましたけれども、賛否の別を問わず、町として一

つの意思決定をするということが我々の役割だというふうに思います。そういう意味では、賛否は別として、これも一つの議会の成果だというふうに思います。

御存じのとおり、5月8日から新型コロナウイルスの対応についても新たな局面を迎えました。また、価格高騰についてもなかなか収束の気配が見えず、逆に、さらに拡大をしているというふうに思っております。また、町独自の対応としましては、新しい学校づくりなど、これからもこれまでの4年間と変わらない課題が山積をしておるところであります。こうしたことについても、時としては議会の皆様方、また、個別には議員の皆様方と、いろんな意見の違いはあるかというふうに思いますけれども、その上で真摯な議論をし、また、一定の手続、ルールの下で町として意思決定をしていくということが我々に課された責務だというふうに思います。

この後、執行部、課長についても御紹介をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まさに車の両輪のごとく、ほかの自治体に負けない江北町をつくっていききたいというふうに思いますので、臨時議会の冒頭に際しましたけれども、皆様方の御当選を改めてお祝い申し上げますとともに、これから皆様方と一緒にこの町をつくっていく決意の表明をさせていただいたところであります。以後どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○土渕茂勝臨時議長

ありがとうございました。

続きまして、執行部より職員の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（武富和隆）

それでは、職員の紹介を行います。

まず、三役の御紹介をいたします。

山田町長でございます。（「どうぞよろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

山中副町長でございます。（「山中です。よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

吉田教育長でございます。（「吉田です。よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

続きまして、執行部の紹介をします。

総務政策課、山中課長でございます。（「おはようございます。山中です。よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

町民生活課、吉原課長でございます。（「おはようございます。吉原です。よろしく願

いします」と呼ぶ者あり)

健康福祉課、一ノ瀬課長でございます。(「おはようございます。健康福祉課、一ノ瀬です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり)

地域振興課、武富課長でございます。(「おはようございます。地域振興課、武富です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり)

基盤整備課、大島課長でございます。(「おはようございます。基盤整備課、大島です。よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり)

こども教育課、坂元課長でございます。(「おはようございます。こども教育課、坂元です。どうぞよろしくお願ひします」と呼ぶ者あり)

学校づくり・国スポ推進室、本村室長でございます。(「おはようございます。学校づくり・国スポ推進室長、本村です。よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり)

会計室、山崎室長でございます。(「おはようございます。会計室の山崎です。よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり)

最後に、議会……

○西原好文議員

局長、西村——今日は欠席というか……

○町長(山田恭輔)

課長級ではないので、今回から外れました。

○西原好文議員

そしたら、議会にも出ないということ。

○町長(山田恭輔)

はい。

○西原好文議員

それは説明してくださいよ。前回まで来よんさったとやけん。

総務政策課長、幼児教育センターの西村所長さん、今まで来よんさったわけたい、本会議でもさ。だから、今回からも来られないようになりましたという説明を議員にしてほしい。おいどんも西村さん来とんさらんぎんた、あら、なし来とらんさらんかねて思うたわけ。

○町長(山田恭輔)

再任用職員としてですね。

○西原好文議員

ああ、再任用だから。

○町長（山田恭輔）

そうです。

○総務政策課長（山中博代）

もう退職をされて、その後は再任用として臨時的任用をしておりますので、管理職からは外れているということで、4月以降は再任用職員として雇用しているということでもあります。

○西原好文議員

そしたら、町長にお尋ねいいですか。

○町長（山田恭輔）

はい、どうぞ。

○西原好文議員

幼児教育センターを含め、教育長ないし、こども教育課長が答弁されるということでよかですか。

○町長（山田恭輔）

今のお尋ねについては、西村幼児教育センター所長が3月までは正職員という言い方は正しくありませんけれども、正職員として、課長級の職員として園長を勤めておりました。当然、管理職員ではありますから、議会についても同席をさせていただいておりました。ただ、御存じのとおり3月31日付で定年退職をいたしまして、新たに身分が再任用職員ということになりましたものですから、今回、課長級ということにはなっておりません。それこそ御存じだと思いますけれども、西村所長の前は今ここにおられる吉田教育長が非常勤の所長ということで勤めていただいておりますので、その際も課長級ではありませんでしたので、議会には入っておられませんでした。なので、以後、幼児教育センターの所長は正職員の課長級ということではないものですから、御質問については、西村園長の前のときと同じように教育委員会で答弁をするということになるかと思います。（「はい、了解しました。よろしいです。すみません」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○議会事務局長（武富和隆）

最後に、議会事務局長の武富でございます。よろしく申し上げます。

○土淵茂勝臨時議長

何かありましたら議長を通して質問してください。

それでは、ただいまから令和5年第3回江北町議会臨時会を開会いたします。

日程第1 仮議席の指定について

○土淵茂勝臨時議長

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

執行部の退場をお願いいたします。

(執行部退場)

○土淵茂勝臨時議長

暫時休憩いたします。

午前9時10分 休憩

午前9時11分 再開

○土淵茂勝臨時議長

再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○土淵茂勝臨時議長

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、臨時議長において酒井明子君、古賀里美君、田村康君を指名いたします。

日程第3 議長の選挙について

○土淵茂勝臨時議長

日程第3. 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○土淵茂勝臨時議長

ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定によって、議長選挙の立会

人に酒井明子君及び古賀里美君を指名したいと思いますが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土渕茂勝臨時議長

異議なしと認めます。それでは、酒井明子君、古賀里美君を立会人に指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○土渕茂勝臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○土渕茂勝臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○土渕茂勝臨時議長

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、
1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○土渕茂勝臨時議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○土渕茂勝臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。酒井明子君、古賀里美君の開票の立会いをお願いします。

(開票)

○土渕茂勝臨時議長

開票の結果を報告します。

投票総数10票

うち有効投票 9 票

無効投票 1 票

有効投票のうち

井上敏文君 7 票

西原好文君 2 票

白 票 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、井上敏文君が当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○土淵茂勝臨時議長

ただいま議長に当選されました井上敏文君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました井上敏文君の御挨拶をお願いいたします。

○井上敏文議長

皆さんおはようございます。ただいま議長ということで皆さん方から選出をされました井上敏文でございます。議長の重責を担うということで大変緊張しております。

私、12年前、初当選をいたしまして、議員になって、議員とは何か、議会とは何かということ自問自答してまいりました。当然のことながら、町民が選ぶ町長と議員、町民は執行部に町長を選ぶわけですが、町長には町政を預かる執行権があります。議員はそれを審議してしっかりチェックする任務があります。この議会内においては緊張ある議論を望みたいと思っております。皆さん方におかれましては、この議会の審議につきましてはしっかりとした審議をよろしくお願いしたいと思います。

今回の選挙では女性議員が 3 名当選されました。議員の 3 割が女性議員ということで大変注目をされております。全体的にそういった町内外から江北町議会が注目されている中、議会運営として、私も議長としてしっかり務めていきたいと思っております。

江北町議会には、10年ほど前、議会基本条例というのを議員発議で制定いたしました。その議会基本条例にのっとり、誠実に忠実に議事を進行していきたいと思っておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

これで挨拶といたします。よろしくお祈いします。（拍手）

○土淵茂勝臨時議長

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。再開 9 時 35 分。

どうもありがとうございました。

午前 9 時 26 分 休憩

午前 9 時 35 分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

先ほどの議長選挙において議長に就任しました井上敏文でございます。これから先の議事については議長として進行をしていきたいと思ひますので、皆様方の御協力をよろしくお祈いいたします。

日程第 4 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第 4. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は本日 1 日としたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定をいたしました。

日程第 5 副議長の選挙について

○井上敏文議長

日程第 5. 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思ひます。これに御異議ございませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に田中宏之君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中宏之君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました田中宏之君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田中宏之君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

田中宏之君、御承諾いただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま田中宏之君から承諾をいただきました。

副議長に当選されました田中宏之君に御挨拶をお願いいたします。

○田中宏之副議長

皆さんおはようございます。ただいま指名推選という形で副議長に任命をされました田中宏之でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私、副議長に、今回、選挙なくして指名推選ということで任命されましたけど、全会一致で、選挙なしで指名推選ということは12年ぶりですかね、本当にありがたく思っております。と同時に、この重責をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、皆さん方の協力をよろしく願いいたします。

副議長というのは、皆さん方御存じのとおり議長を補佐する、また、議長が欠けたときには代理として議長職を行うということになっております。副というのは、私の考えの中には幕末の新選組、土方歳三のイメージがあるわけですね。土方歳三みたいに厳しくは言いませんけど、それなりの苦口は言っていかななくてはいけないと思っております。議長はあんまり苦口を言っていけないので、私が矢面に立って、苦口、好かれないことも言っていきますけど、これもこの議会がうまく回っていきますように言っていきますので、その辺はどう

ぞ御了承いただきたいと思ひます。

それから、まずお願いですけど、特に新人の議員さんをお願いですけど、皆さん方、町民の皆様方からこうして選ばれてこの議会に上がってこられました。皆さん方におかれましては、いろいろな職種、また仕事、役回りもあると思ひます。ただ、議員としてここに上がってこられたからには、議員職、議員活動を最優先でお願いしたいと思ひております。

それから、時間には厳しく、時間は必ず守ってください。これから、また6月議会が始まりますけど、できれば参集時間の最低でも5分前には議場に入るように、それをまずお願いしたいと思ひます。

それから、約束はしっかりと守ってください。特にこの議場で発言したことにはお互い責任を持ってもらいたいと思ひます。

次に、執行部との関係の持ち方ですけど、私としては、一步離れて、かといって2歩も離れない、そういう関係で、近からず遠からずの関係を持っていきたいと思ひます。

それから、新人議員さんへのメッセージになりますけど、これからいろいろとこの議場で大切なことを、採決を採ったり、賛成、反対を採ったりすることが今から出てきます。そういったときは、昔の格言にあるように「迷ったときは己が損する道を選べ」、その格言を議員としてしっかり持っていて、今後4年間、挑んでもらいたいと思ひます。

以上で終わります。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

○井上敏文議長

ありがとうございました。

日程第6 議席の指定について

○井上敏文議長

続きまして、日程第6. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって議長が指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。武富局長。

○議会事務局長(武富和隆)

(朗読省略)

○井上敏文議長

ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定しました議席にお着き願ひたいと思ひま

す。

暫時休憩します。

午前 9 時 44 分 休憩

午前 9 時 46 分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

日程第 7 ～ 第 8 常任委員の選任について、議会運営委員の選任について

○井上敏文議長

日程第 7. 常任委員の選任について及び日程第 8. 議会運営委員の選任については、関連がありますので、一括議題といたします。

委員会条例第 5 条第 4 項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっていま

すが、したがって、議長としては議員諸君より一応要望を取り、これに基づいて定数関係とも

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

らみ合わせ調整をし、指名することに決しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっています。

つきましては、委員会構成後、委員会ごとに委員長、副委員長の互選をお願いいたします。しばらく休憩いたします。再開 10 時 15 分。

午前 9 時 47 分 休憩

午前 10 時 19 分 再開

○井上敏文議長

再開します。

休憩中に各委員会の委員の選任が決まりました。

なお、正副委員長についても互選されていますので、職員をして発表させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

(朗読省略)

○井上敏文議長

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました以上の諸君をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長については、それぞれの委員会で互選が行われましたので、その結果につきましては、ただいま局長が発表したとおりでございます。

日程第9 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○井上敏文議長

日程第9. 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本案は、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第2項の規定による組合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に私、井上を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました私、井上敏文を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、井上敏文が杵藤地区広域市

町村圏組合議会議員に当選をいたしました。

ただいま指名いたしました私、井上敏文が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

日程第10 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について

○井上敏文議長

日程第10. 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本案は、杵島工業用水道企業団規約第5条第1号の規定による企業団議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

杵島工業用水道企業団議会議員に田中宏之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました田中宏之君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中宏之君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました田中宏之君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

田中宏之君、御承諾いただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま田中宏之君から承諾いただきました。

日程第11 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○井上敏文議長

次に、日程第11. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本案は、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第1号の規定による広域連合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員に土渕茂勝君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました土渕茂勝君を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました土渕茂勝君が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました土渕茂勝君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

土渕茂勝君、御承諾いただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま土渕茂勝君から承諾をいただきました。

日程第12 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について

○井上敏文議長

日程第12. 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本案は、佐賀県西部広域環境組合規約第6条第1項の規定による組合議会議員を本議会議

員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

佐賀県西部広域環境組合議会議員に私、井上敏文を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました私、井上敏文を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、井上敏文が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選いたしました。

ただいま指名いたしました私、井上敏文が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

日程第13 杵島地区衛生処理組合議会議員の選挙について

○井上敏文議長

続きまして、日程第13. 杵島地区衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本案は、杵島地区衛生処理組規約第7条の規定による組合議会議員を本議会議員の中から3名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

杵島地区衛生処理組合議会議員に、池田和幸君、土淵茂勝君、西原好文君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました池田和幸君、土淵茂勝君、西原好文君を杵島地区衛生処理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました池田和幸君、土淵茂勝君、西原好文君が杵島地区衛生処理組合の議会議員に当選されました。

ただいま指名しました池田和幸君、土淵茂勝君、西原好文君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

池田和幸君、土淵茂勝君、西原好文君、御承諾をいただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま池田和幸君、土淵茂勝君、西原好文君から承諾をいただきました。

しばらく休憩いたします。再開10時50分。

午前10時29分 休憩

午前10時53分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

日程第14～第17 報告第1号～議案第28号

○井上敏文議長

日程第14. 報告第1号から日程第17. 議案第28号を一括上程いたします。

職員をして朗読させます。武富局長。

○議会事務局長(武富和隆)

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

それでは、本議会に提案をいたしました議案について、順次、提案理由を御説明申し上げます。提案理由につきましては、お手元に資料としても配付をしていると思いますので、そ

ちらも御確認いただければと思います。

それではまず、報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとされたため、本町においても税条例の改正が必要となりました。このため、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容は、軽自動車関係では、本来2年ごとに見直されている環境性能割の税率区分について、現行の税率区分を令和5年末まで据え置き、その後は各税率区分の基準を令和6年1月と令和7年4月に段階的に引き上げるものであります。また、環境性能割の税率区分の次回の見直しが令和8年度となっていたことに合わせて、グリーン化特例の適用期限についても3年延長するものであります。

さらに、固定資産税関係では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する減税措置の規定の追加、個人住民税関係では、均等割の枠組みを用いて、国税である森林環境税を市町村が賦課徴収できるものにするものであります。

御承知かと思えますけれども、議会と執行部の関係については地方自治法に定めがあります。その中で、議会に付すべき議件につきましては列記をされておりまして、最たるものは予算であります。ただし、緊急を要し、議会を開会するいとまがない場合には専決の権限が首長に与えられておりまして、この件につきましても専決処分を行ったものであります。ただし、専決処分を行ったものについては直近の議会で報告をし、議会の承認を得るという規定になっておるものですから、今回報告をし、承認を求めるものであります。

次に、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行することとされたため、本町においても国民健康保険税条例の改正が必要となりました。このため、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

改正内容の1点目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険税の5割軽減に係る軽減判定基準額を28万5千円から29万円に、2割軽減に係る軽減判定基準額を52万円から53万5千円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、報告第3号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてであります。

令和5年3月に公費による新型コロナウイルスワクチン接種事業が1年延長されることが示され、令和5年においても接種を継続することとなりました。接種は、5月から高齢者などの重症化リスクの高い方等を優先し前倒しして行うため、接種券等の発行準備に係る予算を早急に補正する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により4月3日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,587万9千円であります。

次に、議案第28号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は、2,067万9千円を増額し、歳入歳出予算総額を68億6,255万8千円とするものであります。

内容は、1つに、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うための費用で、ひとり親世帯を除く低所得世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を給付するものであります。

また、国際交流事業として、新型コロナウイルスの影響により休止していたオーストラリア・ルーサランカレッジとの相互訪問について、4月に入り、先方から訪問の打診があり、4年ぶりの再開が可能となったことから、本町より中学生を派遣し、また、先方からの受入れを行うものであります。

さらには、これと機を同じくして、海外からの自治体職員の研修受入れについて、自治体国際化協会CLAIR（クレア）のほうから要請がありまして、海外からの自治体職員の研修を受け入れ、国際的な感覚を養い、町行政等の課題について相互に理解を深めるとともに、意見交換や情報交換を行うことに要する費用を計上しております。

歳出予算は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業811万円、国際交流事業1,257万円であり、なお、補正予算の財源はふるさと応援基金繰入金及び国庫補助金となっております。

実は、この議案第28号の補正予算についても、ぎりぎりのタイミングまで、専決処分をさ

せていただくかどうか内部で大分議論をいたしました。というのが、ちょうど町議会議員選挙が執行されている途中でもありましたので、ぎりぎり専決をすべきかどうかということで考えたんですけれども、何とかその後の事務日程を調整すれば、本日開会をいたしました臨時議会に諮ることができるということでありましたので、極力、専決処分ということは避ける必要があるという姿勢で臨んでおりますし、今回何とかこの議会で議案として提案をさせていただいたところであります。

先ほどの国際交流事業については、御存じのとおり新型コロナウイルス感染の新しい局面を、我が国だけではなくて世界的に迎えたところでもあります。そうした中に、ちょうど平成30年の明治維新150年記念を境に、江北町としても交流事業を開始させていただいたところでもありますけれども、その後の新型コロナの感染の拡大により3年間休止を余儀なくされておりました。私どもも、できることならば定期的に交流を続けたいという思いでおりましたし、先方も同じ思いでおられたところでもありますけれども、今回コロナが新しい局面を迎えたということで、実は先方の方から先にですね、ぜひ受入れをしてもらいたいと、また交流を早速始めたいということでありました。御存じのとおり、特にオーストラリアは季節も違いますし、もちろん国の事情も違いますけれども、あくまでも相手があることなものですから、そうした機を逃さないようにしたいという思いもありましたし、何よりも実際に派遣される子供たちを第一に考えた場合に、これからの選考等を踏まえて、ぜひこの臨時議会で提案をさせていただきたいということでもあります。

繰り返しになりますけれども、あえて専決ではなくて、何とか今日御審議をいただくというほうを選ばせていただいたことは改めて付言させていただきます。

以上が本議会に提案をさせていただいた議案でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

提案理由の説明が終わりましたので、日程により逐次審議に入りたいと思います。

日程第14. 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵君。

○土淵茂勝議員

個人住民税のところでお尋ねですけれども、これは森林環境税の徴収ということで、1つは、この森林環境税の徴収の目的ですね、それはどういうものなのか。

先ほど説明があつて、この対象になるのは4,900人でしたかね、ちょっと数は私が正確に記憶していないんですけれども、1人当たり1千円の賦課徴収となりますけれども、どういう目的があるのか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉原課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えします。

国土の保全とか水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、こちらのほうをですね、森林環境が壊されないようにするために安定的に必要な財源を確保するということが目的にされております。

以上です。

○井上敏文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

対象は4,900人というのは間違いないですかね。

それともう一つ、今言われたことが、町の森林環境改善というんでしょうか、そういうのにどういうふうに使われるのか、どういう利便性があるのか、そここのところの説明をお願いします。

○井上敏文議長

吉原課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の再質問にお答えします。

均等割の課税者数につきましては、令和4年度につきましては4,919人、令和5年度につきましては4,928人としております。年度によって均等割に係る係らないがありますので、約4,900人ということで報告をしております。

森林環境税は、一旦国のほうで収納をしますけれども、その後は森林環境譲与税ということで、市町村に森林環境整備に係る費用をこちらのほうで充てるということになっておりま

すので、その使い道をそれに応じて使っていきたいということです。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

町にどれくらいの予算配分というんでしょうか、そういうのが過去、これまであっているのかですね。これからどういうふうなものに使えるのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

どうですか。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時11分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私から答弁いたします。

先ほど土淵議員から御質問いただいた件につきましては、これは当初予算ベースでお話をさせていただいてよろしいですかね。

令和5年度の当初予算では、町には森林環境譲与税として113万2千円予算を組んでおります。ただし、これは御存じのとおり一般財源なものですから、この財源を特定財源のように特定の事業に充てるということにはなっていないで、譲与税として113万2千円を町は受けていると。

ただし、特定財源ではありませんけれども、森林環境の保全のために江北町で行っている事業としては、令和4年度でいきますと森林経営制度に伴う移行調査というのをですね、所有者の方にアンケート調査を行う委託事業を63万8千円で令和4年度に事業をさせていただきました。ですから、単純に計算をすれば110万円、一般財源ではありますが、国から財源を受けて、63万円は森林環境の保全のために使っていると。

じゃ、残りは何かといいますと、実は基金を持っております。森林環境譲与税基金条例と

いう条例を持っておりまして、言ってみれば余剰の分については基金に積立てをしているということでもあります。113万円もらって、63万円事業をして、残りは基金に積んでいると、簡単に言えばそういう構図になっているということでもあります。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

8番西原君。

○西原好文議員

議案資料の9ページでお聞きいたします。

中ほどの「施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。」というのが現行でして、改正後は「4様式又は第22号の4の2様式」というようなことで今回改正されております。

今までは4様式による納付というようなことですが、新たに納付様式を作られたのか、そこら辺が分かればよろしくお願いたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の御質問にお答えします。

個人町民税の分ですけれども、納付書の様式等が変わっているわけではございません。個人町民税の納付につきましては電子申告等を使って納付していただいておりますので、様式が変更になっているというわけではございません。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

そしたら、今までも同じような様式で納付されていたという考えでよろしいですか。今回「又は第22号の4の2様式」と新たに追加されたみたいになっていたんですけど、本来であればこの4様式と22号の4の2様式で納められていたという考えでよろしいとですかね。そこら辺をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

4の2の様式がちょっと手元にありませんので、確認をして後で説明をさせていただきたいと思います。（発言する者あり）ちょっと時間をいただきたいと思います。

○井上敏文議長

資料をそろえるため、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時22分 再開

○井上敏文議長

再開します。

○町長（山田恭輔）

先ほど西原議員からお尋ねいただいた様式の4というのは、地方税法の施行規則に定めがある様式であります。御存じのとおり、今、電子申告が進んでおりまして、様式の4というのはQRコードが載っていない旧来の様式、4の2は今度はQRコードを新たにつけた様式が加えられているということなので、4と4の2の違いはQRコードが付されているかどうかの違いであるということであります。

以上でございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。7番池田君。

○池田和幸議員

軽自動車税のことについて質問をしたいと思います。

議案説明の1ページですかね、軽自動車税のことを書いてありますけれども、今回、車体課税の見直し延長では、自動車重量税、自動車税、軽自動車税の3つの改正が今年の12月からあるようになっていきますけれども、今回うちのほうでは軽自動車税のみ記載をされていますけれども、この理由をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

税の区分は御指摘のとおりでありますけれども、御存じのとおり自動車税は県税なものですから、県のほうで規定をされるということでもありますので、軽自動車税については町のほうで規定をするということでもあります。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第15. 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。6番土渕君。

○土渕茂勝議員

先ほど説明をもらっておりますけれども、これは全体として引上げということで出されておりますけど、「(1)賦課限度額の引き上げ」の対象になるのは26世帯と、それは分かりました。「(2)軽減判定基準額の引き上げ」について、これは安くなるという説明がされております。先ほどの説明では、5割軽減が192名、2割軽減が160名というふうに報告がされておりますけれども、現在この後期高齢者の対象人数というのは何人おられるのかですね。この上がる人と下がる人との間の人数はそのままというふうに捉えていいんですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の御質問にお答えします。

5割軽減、2割軽減に係る分は、先ほどありました5割軽減の192世帯分が軽減に係るということになります。2割軽減につきましても、160人ではなくて160世帯ということですね。後期高齢者の人数につきましては、この軽減に係るからといって対象が少なくなるというわけではございません。

以上になります。

○井上敏文議長

6番土淵君。

○土淵茂勝議員

対象というのは、全体の対象が何人かということを質問しております。

もう一つは、今度の国保税条例の一部改正によって、全体として後期高齢者の人たちの保険料ですか、税額が全体としては増えるのか減るのかということ。増える人と減る人とおりますよね。だから、それが全体としてどうなのか、全体として増えるのか減るのか。全体の人数は何人いるのかですね。質問の意味は分かりますかね、いいですか。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

ちょっと休憩をさせていただきたいと思います。

○井上敏文議長

資料調査のため、暫時休憩します。

非常に暫時休憩が多いみたいですが、執行部の方をお願いします。暫時休憩がないように、しっかり資料をそろえていただきたいと思います。

午前11時28分 休憩

午前11時31分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどの土渕議員の御質問は、今回の改正で人数としてどのくらい影響があるのかということをお知りになりたいということだと思っておりますけど、これが4月1日から改正をしているものですから、4月1日で年度をまたぐもので、令和4年度の対象者と令和5年度の対象者はこの改正だけの影響で変動があっているわけではないんですよ。

ちなみに申し上げますと、現在、国保加入の中で後期高齢の支援分をお支払いいただいている方が、令和4年度は1,330人、令和5年度は1,285人となっています。ですから、数だけ見れば15人減っているんですけど、これはこの改正が4月1日からなので、その改正が理由で減ったということではなくて、当然それぞれの年によって所得も違いますから、それ以外の要素も含めての変動だというふうに御理解をいただければいいと思いますけど。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。（発言する者あり）討論ありますか。発言するときは、議長と言って手を挙げて、私が指名をしますので、それまで待つといてください。

6番土渕君。

○土渕茂勝議員

土渕茂勝です。反対の意見を述べたいと思います。

江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について反対の意見を述べたいと思います。

これはもちろん国の制度が変わったということで、今回、条例改正というふうになっております。

私の反対の理由は、今、高齢者のこうした税負担、それから医療費の負担、昨年からずっと上がってきております。そういう意味で、今回改めて値上げされるのは26世帯と。そのほか安くなるのもあるということですが、全体としてどういうふうになるかというのは、先ほどの町長の答弁で、単純には比較はできないということですが、全体として高齢

者負担が増えてきていると、これは現実だと思うんですね。

そういう意味で、私はこれには賛成できないということで反対の意見を述べて、私の態度をはっきりさせておきたいと思います。

○井上敏文議長

反対討論がありました。

賛成討論の方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

賛成多数であります。よって、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

次に、日程第16. 報告第3号 令和5年度江北町一般会計補正予算(第1号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

事項別明細書の7ページでちょっとお聞きします。

予防接種健康被害調査委員会委員というようなことで報酬で上がっておりますけど、予防接種についての健康被害の報告が今までであったものなのか。あつていればどういった件数で、どの程度報告があったのかなど。

それと、予防接種健康被害調査委員会委員さんの構成を教えてくださいと思います。

よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

実はこの委員会については私も一メンバーとして入っております。個人情報に極めて係ることなものですから具体例は申し上げられませんが、私の記憶ということでぜひ御理解をい

ただきたいんですけど、今までで累計3件の案件があったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「構成はもう明かせないですか——分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。池田君。

○池田和幸議員

今回、コロナウイルスワクチン接種が1年延長されたことに対しての5年度の接種ということですけど、その中で重症化リスク等が今いろいろ言われています。それで、予防接種後の健康被害救済制度というのが、各自治体に対して御相談くださいという形になっております。その辺をちょっと説明していただければ。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

池田議員の質問にお答えします。

健康被害救済制度については厚労省のほうで定めがありまして、申請については接種会場の所在地ではなくて、予防接種を受けたときの住民票が登録されている自治体のほうに申請をしていただく形になります。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田君。

○池田和幸議員

それは当然そうだというふうに国の説明書にも書いてありました。ただ、私が聞いたかったのは、各市町村に御相談くださいと書いてありますので、どういう対応をされているのかですね。今までそういう対応が、件数があったのか、その辺もし分かればお願いします。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

質問にお答えします。

申請というか、相談に来られて、その方に対して、申請の仕方であったりとか、そういうことをうちの係のほうで御説明をして、実際申請をいただいたのが3件あるということであります。

審査委員会を開催しまして、それについて県のほうに送るべきものかどうかの判断をしていただいた後に、送るべきとなったものについては県のほうに進達しております。それでまた、最終的には県のほうが審査をされるという形になります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申しあげましたとおり、3件これまでそうした案件がありました。ただ、その健康被害についての承認といいたいまいしょうか、審査を我々がするわけではなくて、県に進達をする際に必要な資料といいたいかな、情報が具備されているかということ町長のほうでは審議といいたいまいしょうか、確認をしております。

それで、その中の経過でいくと、やっぱり一番多いというか、あるのは、真っすぐ市町の窓口というよりは、要はワクチンの接種を受けられた——これからその症状が出るまでの期間もそれぞれなんですけど、大体一回行かれていますよね、その接種を受けた医療機関に。もしくは他の医療機関に行かれています方もいらっしゃると思います。そのときのいろんな問診で、最近ワクチンを打たれましたかとかということの中で、医療機関でワクチン等の接種の関連性について疑念を持たれたら、市町にこういう制度がありますから市町に相談をしてくださいと言って来られるということが多かったように思っております。大体そういうパターンだろうと思います。

以上でございます。（「はい、了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、報告第3号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第17. 議案第28号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑を求めます。9番田中君。

○田中宏之議員

まず、今回この議案第28号を専決処分としなくて議案として提出されたことを評価したいと思います。

事業説明書の3ページをお願いします。

これはこども教育課にですけど、今回、学校交流事業ということで、3年ぶりに交流を再開するという説明を受けました。これは非常によかったと思います。ぜひそうしてもらいたいと思っております。

この中で、派遣で中学1年生から3年生12名、この選考基準とかがもし決まっていたらお示しをしてほしいと思います。それから、引率の5名の方、こういった方がもし決まっていれば説明をお願いします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

引率の5名についてはまだ決まっておりません。

それと、選考の仕方ですけど、前回同様、抽せんということで決定をしたいと思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

選考方法についても実は議論をしました。というのが、前回させていただいたときに、志望理由書をもらったり、面接までしようとかいろいろ言っていたんですけど、やっぱりそこでなかなか学校側で差をつけきれないということもありまして、結果的には、志望理由書はもらいましたけれども、今回は抽せんをいたしました。ただ、やっぱりその中には、せっかく志望理由書を出したんだから、それで決めてもらいたいというような御意見もありました。本当に様々でありました。

ただ、今回新たに募集要項を検討するに当たっては、やっぱり動機はそれぞれだと思います。実際、私、第1回目は一緒に行きましたけど、どの子も行くことによって本当にいろんな気づきや経験や成長をしてくれたなというふうに思います。必ずしも文書だけということにもなりませんので、今回は最終的に抽せんということにしております。

ただ、今回は、抽せん会はしたんですよ、応募した人が全部いて。ドラフト会議みたいですね。そうすると、その場で抽せんをして、決まった子と決まってない子というのがはっきりするんです。でも、それはあくまでも抽せんの結果だけなものですから、それで外れた子供たちの気持ちにも特に配慮すべきだろうということで、今回は、抽せんはいたしますけれども、公開でというか、みんな集まっての抽せんはしないようにしております。

もっと言うなら、誰が応募をしたかも分からないようにしようと思っております。ですから、保護者さんから申込みをいただいて、そして、町で抽せんをさせていただく。もちろん口外をしないということは、その分、逆に厳正にちゃんとやるわけですが。そして、最終的に派遣が決まった子供たちはもちろん発表します。けれども、応募はしなかったばってん、この人は落ちんさったですということまでわざわざ言う必要はないですから。もちろん御本人には、残念ながら今回の抽せんの結果、漏れましたというのはお伝えしますが、ぜひそういう形でやってもらいたいということで教育委員会のほうにも申入れをしまして、教育委員会もその方法で今回実施をしてもらおうということになっておりますので、そこは抽せんということになります。

以上でございます。

○井上敏文議長

9 番田中君。

○田中宏之議員

なぜこの質問をしたかというのは、前回の抽せんというか、その選考に対してちょっと異

論を耳にしたものですよ。その辺は今先ほど町長がおっしゃいましたように注意をされて、してくれるということですので、その辺は執行部にお任せをしたいと思います。せっかくこうやって代表で行くなら、もろ手を挙げて送り出したいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

事業としてはいい事業だと思いますけど、今回のこの取組方についてちょっと質問したいと思います。

まず、当初予算でどうして計画できなかったのかというようなことをお聞きします。

東京都の江北小学校との交流については、相手先の都合で取りやめますというようなことをお聞きしたんですけど、今回こういった1,000万円を超える予算なのに、あえて当初予算じゃなく——分かりますよ、そりゃ、4月に向こうのほうからというのは。ただ、町長は常日頃、選挙公約でもあるこの交流事業についてはぜひやっていきたいというような意志があって、そろそろコロナも落ち着いてきているというようなことで。それと、先ほど同僚議員から、専決じゃなくて補正で上げてもらったのは大変いいことだと。まさしくそうですね。専決で上げていたらもっと大変なことになっていたと私も思います。

それで、審議をする時間というのが本当に少ないんですよ。昨日、私、実は役場に来る機会がありまして、これだけの新しい議員さん、当初予算の審議に参加されていない議員さんが5名いらっしゃる中で、こんな金額を審議してもらう時間、本当に大丈夫なのというようなことを総務政策課長にも言いました。こども教育課長にも言いました。そこら辺がですね、ちょっと今回あまりにも急ぎ過ぎじゃないですけど、時間がなかったと言われればそれまでなんですけど、時間の余裕を見らんと——新人議員さんに聞かれたら分かると思いますよ、内容は分かりますかというようなことで。

ですから、昨日私は、前回、平成30年度に事業をされたのなら、その資料ぐらひは補足資料として出されたほうが——比較材料になるでしょう、それすら出ていない。昨日お願いしましたよね。それがあなたたちの、議員さんに対する配慮じゃないけど、いつも町長が、議員からやかまし言われんでよかごとというようなことを常日頃言われますけど、その配慮は

今回足らなかったのかなと思います。そこら辺をまずお聞きして、金額的なものをその先にお聞きします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。教育長。

○教育長（吉田 功）

西原議員の御質問にお答えをします。

当初に上げられなかったというのは、コロナの状況もありましたし、先方とのやり取りですね、オーストラリアとも情報交換はして、再度できるような形でオンラインの接触とかはやっていました。しかしながら、なかなか先が見えない。ただ、5月8日には5類のほうに移行するというような動きもありまして、その中で、オーストラリアのほうからも具体的な要請がございましたので、それで、急遽ではありましたけれども、こういうふうな形で上げさせていただいているところでございます。

今御指摘いただきました平成30年の例示というのは、本当に足りなかったなというふうに思っ反省をしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど西原議員御指摘いただいたとおり、私自身も大変思い入れのある事業であります。

というのが、これから義務教育学校の議論もまた始めるわけですけれども、江北町の子供たちは大変すばらしい環境で、今、学び、また成長してくれています。

ただ一つ、個性というか、あるとすれば、一町一校、これは以前から言われていたことですけれども、小・中学校そのまま持ち上がりがゆえの人間関係の固定化であるとか、こうしたことについては、新しい義務教育学校の中でも何か具体的な仕掛けとして、それをフォローするということが大事かなと思います。こうした他を知るといいでしょうか、自分たちと違うこと、自分と違うことを知るということが、結果的には自分を知ることにもつながるということが、ちょうど平成30年の明治維新——まさにあの開国のときでしたけれども、江北町の交流元年として位置づけて、東京都の足立区、また、オーストラリアとの交流をこれからやりたいということでやらせていただいたのが始まりであります。

本来であれば、それから毎年継続的に事業をしていくことになっていたはずだったんですけど、1度こっちから派遣をして、翌年にこちらに受入れをした。足立区については、2回こちらから派遣をしたというところでコロナになってしまって、もちろん行き来はしませんけど、学校のほうでもいろんな工夫はしてもらいましたけれども、やはりフェース・ツー・フェースという交流が今までできてこなかったのが現状であります。

やっと今回こうした形で交流ができるんですけど、それこそ我々ここにいる人間一人一人違うのと同じように国の違いというのも結構あって、やっぱりこれは国民性なのか何か分かりませんが、我々も正直しつこいぐらい教育委員会のほうから先方に、まだ決まりませんか、どうしますかどうしますかということをお打診もしていたんですよ。先ほどおっしゃったように、5月8日からは少なくとも日本は新しい局面を迎えると。

ところが、そういうスピード感というか、のんびり感というか、そこはやっぱり相手があることですから、どうしても先方が最終的に来ますと言ってくれない限りは我々も動けなかったということで、ぎりぎりこの段階になったわけでありまして。ここになったものだから、専断して思いはしたんですけど、先ほどあったように継続的にやるつもりではいたものの、3年ぶりでもあるものですから、ぎりぎりあとの調整をしてでも議案として上げられればということで今回上げさせてもらったところです。

足立区についても、こちらは交流する気満々でいるんですけど、足立区も足立区の事情があって、学校の統合を今されているらしいんですよ。そういうことで、まず自分のところが落ち着かなければ、そういう交際というか、交流というか、条件が整わないということで、うちも教育長も何度となく機会を見て行ってはくれていますけれども、やはり相手があることなので、相手の気持ちと状況が整うということが前提だというふうに思います。いわんや海外のオーストラリアもしかりということではありますが、何とかぎりぎりこうして議案として提案できるタイミングで我々も準備をさせていただいているということで、ぜひそこは御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

これから先は前回の資料ですから、新しい議員さんはぴんときんさんこっちゃい分から

んどですけど、ちょっと数字的なもので質問いたします。

前は、明治維新150年記念さが維新交付金を取り入れられて、県の支出金が約720万円ほど使われております。そのうち58万7,300円が町の持ち出しなんですよね。

次、行きます。今回の予算でいきますと、まず、交流事業から行きますね。自治体交流事業、今回60万円です。前回は120万円ほどかかっております。これは2つ、産業交流と自治体幹部セミナーというのがあるので、どっちにどれだけお金が使われたかというのがちょっとはっきり分からないんですけど、これは平成30年度の主要施策の成果報告書で私は聞いているんですよ。そいけん、新人の議員さんには分からない数字的なものですから申し訳ないんですけど、そこでは120万3千円、自治体交流事業、こっちは前回より大分安くなっている。

次、今度の平成30年の派遣事業で、これは国内派遣と海外派遣、2つ一緒に精算されているから、どっちがどのぐらいかかったというのは、この成果報告では分からなかったんですよ。679万8,798円、これは足立区の江北小学校の交流と海外派遣まで含めてですよ。今回、派遣だけで1,092万5千円、1人当たりに換算すると64万2千円です。幾らいろんなものが上がったといっても、片や自治体交流は下がっている——これも向こうから来られるわけでしょう。その予算なんですよ——含めてね。自治体交流ですから、オーストラリアから来られる事業、これが60万円で、今度こっちから行くのにはびっくりするぐらい上がっているんですよ。ですから、今出しているこの金額というのは、あくまでも旅行会社といろんな取決めをされて出された金額なのか、この後、金額的に変更があるものなのか。

なぜこういうことを聞くかということ、平成30年度の当初予算でいくと自治体交流事業は339万円なんです。自治体交流が120万円ぐらいで。当初予算からすれば大分減ったんですよ、決算のときに。今度、派遣事業については、一緒に計算してあったから何とも言えないんですけど、この1人当たりの64万2千円が今後上がるものなのか下がるものなのか、そこら辺を、今の段階で分かりにくいかも知れないけど、お知らせできればよろしく願いいたします。（「自治体交流」と呼ぶ者あり）いやいや、自治体交流はいいです。学校の派遣。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

前回の派遣の費用ですけど、550万8,486円でございます。今回が1,092万5千円ということとかなり上がっておりますけど、これについては旅行会社のほうと打合せをして、やはり物価高騰ですとか、ロシア・ウクライナの戦争により燃料が高騰しているということで、ジェット機燃料のほうもかなり上がっているということで、今の時期はこれぐらいかかるということで予算計上をさせていただいているところであります。

以上であります。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

だから、言ったじゃないですか。自治体交流のほうは前回より下がっていますよと、120万円から60万円に。決算で120万円が上がっているのに……議長そのままいいですか。

○井上敏文議長

そのまま続けてください。

○西原好文議員（続）

自治体交流を今度は聞いているんですよ。自治体交流でいえば、これは成果の報告だから結果ですよ、平成30年度の決算の成果報告。だから、その中が120万円なんですよ。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

自治体交流事業については、当初よりも下がっているじゃないかということですよ。自治体交流事業は、うちでいえば課長級とか特別職級の自治体の職員さんを江北町で受け入れたんですけど、日程がですね、当初は全日程、江北町に滞在してもらったつもりでいたんですよ。当初もそういう予算で組ませてもらいましたけれども、このそれぞれの方が、自分の町と交流がある自治体にその後に行かれるということで、滞在日数自体が大分タイトになったもんですから、それで結果的に自治体交流については当初予定していた事業費が大分下がったということでもあります。

先ほど、来んさつとは安かばってん、行くとは高かやっかということですけど、もしそういう理由があるとするれば、どっちが飛行機に乗るかということで恐らく価格に差がついているというところはあるんだろうというふうに思います。自治体交流事業が当初から下がって

いるのは今申し上げたとおりであります。

○井上敏文議長

8番西原君。

○西原好文議員

町長、それにしても、前回からすれば500万円からの増ですよ。（「自治体交流と言われたんで」と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい。だから、こっちが乗るか向こうから来るかの違いと言われたんですけど、今言っているのは——中学校の派遣事業の件でいきます。

前回の派遣事業でいったら550万八千幾らかと言われたよね。その分が今回倍近いぐらい上がっているわけですよ。幾ら物価高騰どうのこうのといっても、そがん上がるものなんですよかね。1人当たりで換算すれば64万2千円なんですよ。それを今回、今から本題、64万2千円は全額、1人当たりの金額は全額補助なのか、幾らかなり個人負担が出るものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

自己負担については、前回同様、10万円自己負担をいただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○井上敏文議長

よろしいですか。（発言する者あり）西原議員まだありますか。議事日程の関係で、12時を過ぎております。議案としてはこれで最後ですけど、もう一件、29号議案が追加されます。

それで、12時を過ぎておりますけど、ここまで審議をしていきたいと思います。その後、執行部から説明があります。その説明は4件ほどですので、それは午後になるかと思います。今回の議案について、12時を過ぎておりますけど、引き続き審議をしていきいと思います。

山田町長。

○町長（山田恭輔）

大変恐縮であります。実は今日、午後2時から定例の区長会を予定しております。本来であれば、議会の後に日程を入れるのは何事かと怒られるのもさもありなんと思っ

ですけど。

ただ、これには実は経過がありまして、もともと定例区長会は毎月、月初めの火曜日の朝にやっているんですよね。もともとは今日の朝、定例区長会の予定にしておりましたが、それは議会と調整をさせていただいて、やはり臨時議会は朝ということでしたものですから、変更させていただいて午後にさせていただいております。14時からですね。

ですから、決してその前に終わるじゃろうというようなことではなくて、当初、区長会の日程のほうが先にあって、そして、日程の変更についても、昨日が分館長会、そして、あしたはまた別の行事が入っていたと思いますけれども。ということなので、そこはぜひ御承知おきいただきたいと思います。決して議会を軽視しているわけではなくて、いろいろ調整した結果だということでもあります。いよいよそれでも終わらなければ、区長さん方にお待ちいただくしかありませんけれども、我々の不手際でこうやって休憩ばかり取らせていただいて時間を要しているのは我々にも責任の一端があるというふうに思っておりますけれども、ぜひよろしければ審議についても御配慮いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

質疑を求めます。8番西原君。

○西原好文議員

今、町長が苦しい言い訳をされました。隣町の大町は2日間でしょう、初議会。そういうことも考えられたんじゃないですか。私、散々言いましたよね。午前中で大丈夫ですかというのも総務政策課長にずっと言っていたんですよね。初議会は議会のいろんな決め事も多いから時間を取るよというようなことで。だから、今、町長が言うごと弁明せんばらんとなっとですよ。

議長が、時間が大分たっているからということで、ほかの議員さんも質問しんさっこっちゃい分からんけんが、ちょっと1つだけ。

私は子供に社会体育を教えています。東京まで行くのに補助金をいただきます。同じ子供なんですよ、毎回私言いますけど。親に至っては物品販売までしてですよ。それで旅費を捻出したり何かしている中で、これだけ、オーストラリアまでやるこの事業は確かにいいことなんですけど、それと同様に、スポーツで頑張っている子供たちにも本当に目を向けてほしいというのを付け加えて、質問はもうこれで終わります。よろしく願いいたします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

弁明をしたつもりはありません。というのは、もともと臨時議会の日程を調整させていただくときに、それだったら5月の——今日が何日ですかね、9、10、11、12、13、14、実はいろいろ候補があったんですよね。ただ、議会としても早い方がいいからということもありましたものですから、そこは必ずしも——苦しい答弁というのは後ろが詰まっているものですから苦しくはなっていますけれども、言い訳というか、経過を御理解いただかないと、午後にもともと区長会が入っているというだけ聞かれると、そがん終わるつもりでおったことやということなものですから、日程そのものも実は調整をさせていただいた結果であるということとはぜひ御承知おきをいただきたいということをお願いをしたいと思います。

それと、後半については教育委員会から答弁があればしてください。

○井上敏文議長

吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

西原議員の御質問にお答えをします。

本当に日頃からスポーツ面でも、あるいは文化面でも、たくさん指導されている方、御指導いただいておりますので、それに十分、子供たちのためということで、しっかり今後もしっかり組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。4番江頭君。

○江頭義彦議員

この派遣事業のことで幾つか質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○井上敏文議長

はい、どうぞ。

○江頭義彦議員（続）

オーストラリアから来られる数を見たときに22名に対して引率3名と、それから、こちらから派遣される事業では生徒12名に対して引率5名ということで、手厚くそういう引率を取

られてあると思うんですけれども、その引率をですね、例えば3名とまでは言いませんけど、4名とか1名減ぐらいにして、この事業自体は子供たちに貴重な経験を積ませたいということを書いてありますけれども、貴重な経験をするのは該当する生徒であって、派遣に行かない全校生徒に対して、例えば、体験授業なり講話の授業なり、教育、講演とか、そういったのも取っていただくような、そういうことはできないかなと思ってですね。この数字を、予算等を見たときに思いましたので、なるべく全校生徒に還元できるようなことも一部取り入れていただきたいと思いますと思ひまして発言させていただきました。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し誤解があられたらいけないと思うんですけど、交流事業というのは行くだけが交流だとは思っておりません。特に今回は、今までは行く年と来る年を交互にやるということにしていたけれども、これまで3年間できなかったのも、先方も来たい、うちも送りたいということで行き来を1年間でさせていただきますので、今までの予算よりは全体が少し大きくなっているところはあるかもしれません。

先ほど言いましたとおり、この3年間も、行かなかったから何もやらなかったということではなくて、学校のほうではいろいろ工夫をしてもらって、オーストラリアの料理を食べてもらったり、そうしたこともやってもらったりしていました。なので、今回は、そういう意味では、先方からも来るものですから、当然行った子供だけではなくて子供たちみんなが交流できるということになりますし、自治体交流のときにも、大人の方だったですけど、ホームステイしてもらいました。もちろん子供たちも、こっちでもしますけどね。ですから、行くことだけが交流ではありませんし、行った子だけがそうした——もちろん行った経験はその子たちにしかできませんけど、そうではないということはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

それで、今、引率者が多いんじゃないかというような御指摘でしたけれども、私は決して多くないと思ひます。というのは、海外で、見知らぬ土地で子供たちをしっかりと安全・安心に管理するためには学校からも来てもらわなければならない。そして、ツアー全体を管理する我々事務局も行かんばいかん。そして、前回は保健師も行きました。当然、体調不良等も予想されるものですから。ですから、もしもっと子供たちを行かせるべきだというならば、引率者

の人数を減らすんじゃなくて子供たちの人数を増やすということはあるかもしれません。ただ、これも継続的な事業としてやっていきたいというふうに思っています。初回は明治維新の補助金を使いましたけれども、今回は地域振興課が頑張っていて、ふるさと納税も10億円を達成してくれたものですから、そうした財源は使わせていただきますけれども、当然、継続的な事業ということを考えれば、極端な話、いや、それなら修学旅行で全部オーストラリアに行ったがよかやっかという話になりますけど、それは当然、一定の財政的な制約もある中で12人ということにさせていただいているということにはぜひ御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○井上敏文議長

12時を過ぎておりますが、この議案だけは引き続き審議して、この分を採決していきたいと思うんですが。（「休憩は取って」と呼ぶ者あり）休憩はこの審議が終わった後、議案を……（「食事なしでするわけ」と呼ぶ者あり）はい、これだけは済ませていきたいと思っております。（「いや、これだけじゃなくて、その後もあるでしょう」と呼ぶ者あり）その後の分については、休憩を挟んで、食事をして……（「追加議案までは」と呼ぶ者あり）追加議案までは引き続き審議していきたいと思えます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）それで、休憩を挟んで、執行部からの説明を午後にしたということで、引き続きこれを審議していきたいと思えます。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。土渕君。

○土渕茂勝議員

時間はですね、簡潔にいけばいいですけど、簡潔にいかないかも分らんし。

私は別の角度から質問したいと思えます。1つは、向こうから来られる方の日にち、3日間ですよ。それから、こっちから行くのは7日、1週間ですよ。1つは、全校生が交流するとしたら、受け入れる日数をもう少し増やした方がいいんじゃないかというのがあります。

もう一つは、派遣する場合の費用——10万円でしたね、どれぐらいの方が希望されるのかというのはちょっと分かりませんが、それも分かったら教えてほしいんですけど。経済的に厳しい家庭は結構多いと私は思うんですよ。そういう中で10万円を出すというのは、並大抵のことではないと思うんです。そういう意味で、希望したいんだけど、お金が出せないということについての配慮を——今回はこれでいいと思うんですよ。今後やられる場合は、ある程度予算をかけてもこれは思い切ってやってほしいと。

そのことを私が言いたいのは、町長、教育の機会均等というのが一つあるんですよ。だから、そういう意味では、誰でもが参加するというのは難しいんだけど、経済的に困難だという人も行けると。今、学校教育の中でも、高等教育の中でも、経済的な困難がですね、教育を充実していくというのにいろんな問題が起きているということですね。だから、この交流も、家計が苦しい人でも行ける、そういうのをぜひ考えてほしいなというふうに思っております。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今2点、御質問いただいたかと思えます。

1点目は、正直言いますと、3日間と言わず、もっと何日でも滞在してもらいたい気持ちでいるんですけど、先ほど自治体交流のときも、それぞれほかの国内、せつかくというかな、日本に来られるもんだから、それぞれの自治体の関係先なんかにも行かれたというふうに聞いていますし、実は前回、オーストラリア・ルーサランカレッジから来た子供たちも、江北町だけに来られたわけではないんですよ。その後どこに行かれたですかね、東京と——実は国内ほかにも回られた中で交流をしているから3日間滞在ということになったもんですから、もっと滞在してもらえたら滞在してもらいたいという気持ちでおりますが、それは先方の全体の行程の中で決まることなものですから、そこは残念ながら致し方ないかなと思えます。

もう一個、10万円のお話ですけど、多分、土渕議員が現職でおられた——平成30年ですからね——ときにも同様の御質問をいただいておりました。そのときはもしかすると、給食費の無料化をしたりとかいろいろやっていますから、ニュアンスとしては、まあ10万円は出せなくはないんじゃないですかねみたいな言い方で、多分、私も答弁したんじゃないかなというふうに思いますが、この4年間といいましょうか、コロナなど、私は私なりにいろいろ、自分でもいろいろ考え方が変わっているなと思えます。おっしゃるとおり、行きたいという気持ちは人一倍あるのに、残念ながらこの10万円が負担できないということで手を挙げられないというのは、やはり全ての子供たちに目を向ける江北町としての姿勢は、ちょっと今は違うなというふうに思っています。

次回からとおっしゃいましたけど、ぜひ今回から、御存じだと思いますけど、要保護、準

要保護という制度がありまして、いろいろ就学にかかる費用について町が支援をしている制度があります。その世帯については、それこそそれが明らかにならないような配慮をした上で、もし経済的な理由で10万円が負担できないから手を挙げられないということがないように、もしそういう対象世帯の方が最終的に抽せんで選ばれば、免除などの規定を、これは取扱いの要綱をつくれればいいかなと思っているんですけど、ぜひそこは配慮を今回からさせていたいただきたいと思っています。

以上です。

○土淵茂勝議員

今回からできるということはすごくいいと思いますね。ぜひやってください。

○井上敏文議長

ほかに。1番酒井君。

○酒井明子議員

初めまして。酒井明子です。とても緊張しております。よろしく願いいたします。

先ほどから西原議員、土淵議員、皆様のおっしゃっていること、とても同感することが多くて、私が言いたかったことを全て言っていただいたなと思っています。子供たちのことを考えて、とても温かい気持ちで皆さんが考えてくださっていることがすごくうれしく思っていて、このままだけに町の方に伝えたいという気持ちにもなりました。

やはり多額の金額が動くということなので、町の方にはそのままをお伝えしたいので、できればこれは今までお話をされたとおりに、中身をきちんと議員にお伝えいただけないかと思っています。なので、大まかで構いませんので、数字できちんとお伝えいただけるのが一番妥当なのかと思いますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

数字といいますと、前回がどれくらいかかってということ……（「いや、違います」と呼ぶ者あり）ではなくて、その数字というところをもう少しお願いします。

○井上敏文議長

今の質問は、新人議員さんは今回が初議会で、今までの経過が分からないというふうなこ

とでありますので、これに限らず、町の懸案事項、あるいはこれまで取り組んできたことについて新人議員さんの研修がありますので、そこでしっかりと質問なりしていただきたいと思います。経過について、ここでは時間の関係もありますので……（発言する者あり）

それでは、簡潔にお願いします。

○こども教育課長（坂元弘睦）

1人当たりの経費については積算ができますので、それについては資料を提出したいと思っています。

以上であります。

○井上敏文議長

1番酒井議員。

○酒井明子議員

今日判断をしないといけないんですよ。判断をするには、やはり内訳というのが一通りあるのだと思っておりましたので、この大きな数字に対しての中身が何もない状態で判断をさせていただくというのは、ちょっと難しいのではないかと思うんですけども。申し訳ありません。（発言する者あり）

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

それでは、事項別明細に沿って少し説明をしたいと思います。

派遣のほうの、まず、事項別明細の8ページ、9ページを御覧ください。

まず、7の報償費ですね、これにつきましては事前に学習会を開催します。例えば、語学だったり、オーストラリアの国についてとか、これについて事前に学習会をしますので、その講師の方への謝金が43万1千円ですね。それと、その下の報償品費、これにつきましてはオーストラリアへお土産代を持っていく分の費用になります。これが16万円ですね。

それと、その下の10の需用費でございます。これについては消耗品費ということで、名札等の消耗品の費用が4万円。それと、食糧費ということで、弁当代であったり向こうで滞在のときの食料の分が30万8千円。

それと、交流団派遣事業ということで、航空運賃ですとか、あとはバス代とか、それにかかる費用が1,087万5千円。

それと、車借上料でございます。これについては、受入れをした際のマイクロバスの借上料ということで15万4千円組ませていただいております。

内訳については以上であります。

○井上敏文議長

よろしいですか。1番酒井議員。

○酒井明子議員

どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

ほかに。山田町長。

○町長（山田恭輔）

酒井議員がよしと言われたので、それでいいかなと思ったんですけど、多分そういうことじゃなくて、今、教育委員会から説明したのは、受入れも派遣も両方言っているんですよ。恐らく派遣をする1,000万円という大きな額がかかるもんだから、この内訳が何なんですかねということを多分お尋ねになりたかったんじゃないかなと思います。これはどうしてもこういう様式というのが定められているもんですから、ここではこれ以上分からないので、本来は事業説明書というのを別に町独自で作っているんですけど、それを見てもこの1,000万円という塊がよく分かりません。

今、旅行会社から見積りを取っています。金額が1,087万5千円なので、これは先ほどあった委託料の額ですよ。この内訳、例えば、国内でも移動せんばいかんです。福岡空港から行くもんですから。その往復のバス代が13万6千円。そして、航空券代、これは17人分ですけれども、654万5千円。単価が38万5千円ということで、やはり航空代というか、今は燃料サーチャージとか、実はいろんな費用がかかるもんですから、この航空代が今回高くなっているということはこれでも分かると思います。654万5千円です。

それと、今度宿泊を、ホームステイもさせてもらいますけれども、滞在期間中ずっとホームステイということではないもんですから、ホームステイ以外のホテルの宿泊代が54万円、引率者の宿泊代が39万円。

それと、今度は現地のほうで、例えば、通訳とかバスガイドとか、いろいろコーディネートをさせていただく必要があります。あと、食事代とか現地のバス代とか。現地にかかる費用が221万円ということになっております。それ以外にかかるものが、今回、添乗員がいます。

添乗員が64万6千円。というのが大体の内訳になっていまして、先ほど申し上げたように、西原議員からも御質問いただきましたけれども、事業費全体が大分大きくなっているのは、航空代が大分値上がりしているということでもあります。

ということでよかですか、内訳としては。

○井上敏文議長

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員でございます。よって、議案第28号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決することに決しました。

なお、議案第29号、追加議案がありますので、暫時休憩いたします。

午後0時28分 休憩

午後0時34分 再開

○井上敏文議長

それでは、再開いたします。

ただいま議案第29号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第29号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、議案第29号の提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

恐らく議員の皆様方は、先ほど皆さんで協議をされたんだというふうに思いますが、冒頭申し上げたように、議会と執行部の関係というのは地方自治法に規定があります。いろんな行政委員がありますけれども、全てではありませんけれども、基本的には町長が提案をして、そして、議会に同意をいただくという形に大体なっております。ですから、内定をしていただいたといいましょうか、していただいた上では、あくまでもここからは町長の人事案件として、議案として提案をさせていただくということになっております。

監査委員については、これも条例がありまして、江北町は今2名でお願いをしております、1名が議選監査委員と言われますけれども、議会の中から選ばれた監査委員。もう一名が識見監査委員といいまして、そうした知識、経験をお持ちの監査委員とお二人で監査委員を務めていただいております。

ちなみに、今、識見監査委員は伊東啓子氏に担っていただいておりますけれども、ここで今回改選をされたものですから、監査委員の選任議案を提案させていただくということになります。

本来なら最初からということもあるんですけど、人事案件というのは、なぜかと言うざいかんばってん、大体最終日とか、最後に、人に関わるものだから、いろいろ議論することなくという意味もあるのかなと思いますけど、追加を提案させていただきます。

それでは、議案第29号 江北町監査委員の選任についてであります。

議会選出の監査委員の任期が令和5年4月30日で満了しており、新たな委員として古賀里美議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、経歴の詳細については別紙履歴書のとおりであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりましたので、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第18 議案第29号 江北町監査委員の選任について

○井上敏文議長

日程第18. 議案第29号 江北町監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、古賀議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(古賀議員、退場)

○井上敏文議長

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第29号 江北町監査委員の選任については、原案どおり同意することに決しました。

議案第29号の審議が終わりましたので、古賀議員の入場を許可いたします。

(古賀議員、入場)

○井上敏文議長

ただいま議会の同意を得ましたので、古賀議員の挨拶をお願いいたします。

○古賀里美議員

皆様こんにちは。古賀里美と申します。よろしく願いいたします。

新人の勉強するところとして、町の財政を知ることはとても大事なことだと思い、勉強させていたただこうと思ひ承諾いたしました。皆様よろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○井上敏文議長

以上をもつて本臨時会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて令和5年第3回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よつて、令和5年第3回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時41分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年5月9日

議 長 井 上 敏 文

臨 時 議 長 土 淵 茂 勝

会議録署名議員 酒 井 明 子

会議録署名議員 古 賀 里 美

会議録署名議員 田 村 康

局 長 武 富 和 隆

書 記 百 武 久美子